

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和4年12月6日

支出負担行為担当官

沖縄防衛局長 小野 功雄

1 業務概要

- (1) 業務の名称 R4不発弾処理支援実証事業委託業務
- (2) 業務内容 特記仕様書のとおり。
- (3) 履行期限 令和5年3月31日
- (4) 本業務は、申請書提出及び入札等を紙（電子入札システムは使用しません。）により行う業務である。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しないこと。
- (2) 令和04・05・06年度防衛省所管の競争参加資格（全省庁統一資格）において、資格の種類が「役務の提供等」で「C又はD」の格付けを受け、九州・沖縄地域に競争参加資格を有する者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付けを受けていること。）
- (3) 契約担当官等（会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。）から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 入札に参加しようとする者の間に資本関係、人的関係又はそれらと同視しうる関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
- (5) 直接的な雇用関係にあり、甲類火薬類取扱保安責任者免状を保持し、不発弾の処理（識別、移動、運搬及び保管）に関する専門技術及び経験を有する技術者を1名以上配置し、業務に従事させること。
- (6) 沖縄県内に事務所を設けている者であること。
- (7) 暴力団関係業者の排除
 - ア 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。
 - イ 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
- (8) 競争参加資格確認のため、添付を義務づけた資料の添付がなく、記載内容の確認ができない場合は、書類不備により、参加資格の確認ができないとして欠格とする。上記(2)及び(5)における競争参加資格確認に係る提出書類については、入札説明書による。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒904-0295 沖縄県嘉手納町字嘉手納290番地9

沖縄防衛局総務部会計課会計係

TEL：0980-50-0326（内線908）

FAX：0980-50-0327

(2) 入札説明書の交付期間等

交付期間： 令和4年12月6日（火）から令和4年12月22日（木）まで
（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日を除く。（以下「行政機関の休日」という。））の毎日、午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までの間を除く。

交付場所： 上記(1)に同じ。

交付方法： 印刷物による貸与とし、入札日までに持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）により返却するものとする。（郵送等による場合は期限内必着）

その他： 交付に当たっては、上記2(2)に掲げる競争参加資格の格付けを受けている者、又は申請書等の提出期間内に当該資格の取得見込者を対象とする。

(3) 入札及び開札の日時等

ア 入札書の提出日等

- ・提出日： 令和4年12月23日 午前9時00分（開札日）
- ・提出場所： 沖縄防衛局 6階 業務打合せ室
- ・提出方法： 入札書は、持参又は郵送等によるものとし、郵送による場合は、提出日の前日まで上記(1)に必着のこととし、電話による確認を行うこと。

イ 開札の日時等

日時等： 令和4年12月23日 午前9時00分 沖縄防衛局6階 業務打合せ室

4 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 免除。

(3) 契約保証金 免除。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

ア 本公告において示した競争参加資格のない者のした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者と

する。

(6) 手続における交渉の有無 無。

(7) 契約書作成の要否 要。

(8) 関連情報を入手するための照会窓口 上記 3 (1)に同じ。

(9) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加 上記 2 (2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記 3 (2)により申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(10) 詳細は入札説明書による。